

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第12号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項を加える。

改正後	改正前
<p>（支出の手続）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 債権者は、第27条の2に規定する自動口座振替の方法により支払を受けようとするときは、第1項の請求書の提出に代えて、債権者の振替情報を局長又は病院長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p>（口座振替による支払）</p> <p>第27条 略</p> <p>（自動口座振替による支払）</p> <p><u>第27条の2 出納員は、債権者から自動口座振替（債権者又は出納員が指定した期日に病院局又は病院の預金口座から自動的に債権者の預金口座に振込むことにより支払う方法をいう。以下同じ。）の振替情報の報告があったときは、出納取扱金融機関をして自動口座振替の方法による支払をさせなければならない。</u></p>	<p>（支出の手続）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>（口座振替による支払）</p> <p>第27条 略</p>

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。